

新旧対照表

○ 道路交通法に係る審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改定案	現行	備考
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right;">令和7年3月24日作成</p> <p>法令名：<u>道路交通法</u></p> <p>根拠条項：<u>第95条の2第3項</u></p> <p>処分の概要：<u>特定免許情報の記録</u></p> <p>原権者（委任先）：<u>千葉県公安委員会</u></p> <p>法令の定め：<u>道路交通法第95条の2第1項及び第5項（特定免許情報の記録等）</u> <u>道路交通法施行規則第21条の2（特定免許情報の記録の申請）、第21</u> <u>条の4（特定免許情報の記録）、第21条の6（免許証の交付を受けよう</u> <u>とする際に行う特定免許情報の記録の申請）、第21条の10（現に受け</u> <u>ている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第29条</u> <u>の2の3の2（更新された免許証の交付等）、第31条の4の2（他の種</u> <u>別の免許に係る免許証の交付に伴う特定免許情報の記録）</u></p> <p>審査基準：<u>判断基準は「法令の定め」に尽くされている。</u></p> <p>標準処理期間：<u>交通部運転免許本部運転免許課受理は、1日</u> <u>警察署窓口受理は、14日</u></p> <p>申請先：<u>交通部運転免許本部運転免許課</u> <u>警察署の交通課窓口</u></p> <p>問い合わせ先：<u>交通部運転免許本部運転免許課</u> <u>電話043-274-2000</u></p> <p>備考：</p>	<p>新設</p>	

新旧対照表

○ 道路交通法に係る審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改定案	現行	備考
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right;">令和7年3月24日作成</p> <p>法令名：<u>道路交通法</u></p> <p>根拠条項：<u>第95条の2第11項</u></p> <p>処分の概要：<u>免許証の交付</u></p> <p>原権者（委任先）：<u>千葉県公安委員会</u></p> <p>法令の定め：<u>道路交通法施行規則第21条の9（免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請）第21条の10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第29条の2の3の2（更新された免許証の交付等）、第31条の4の3（他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに伴う免許証の交付）</u></p> <p>審査基準：<u>判断基準は「法令の定め」に尽くされている。</u></p> <p>標準処理期間：<u>交通部運転免許本部運転免許課受理は、1日</u> <u>警察署窓口受理は、14日</u></p> <p>申請先：<u>交通部運転免許本部運転免許課</u> <u>警察署の交通課窓口</u></p> <p>問い合わせ先：<u>交通部運転免許本部運転免許課</u> <u>電話043-274-2000</u></p> <p>備考：</p>	<p>新設</p>	

○ 審査基準及び処分基準の別紙

(赤字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																				
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和7年3月24日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第101条第6項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 免許証等の更新(適性検査により判断する場合以外の場合)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め : 道路交通法第95条の6第1項及び第2項(免許証等の有効期間) 第101条第1項及び第7項(免許証等の更新の申請及び定期検査)、 第101条の2の2第1項(免許証等の更新に係る申請先の特例)、 第101条の3(更新を受けようとする者の義務)、第101条の4 第1項から第3項まで(70歳以上の者の特例) 道路交通法施行令第33条の7(優良運転者及び違反運転者等に係 る基準)、第37条の6(免許証等の更新を受けようとする者に対す る講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2(免許証等の更新 を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第29条(免許証等の更新の申請等) 第29条 の2の2(免許証等の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第1条(講習の基準)、第2条 (講習の基準)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間 : 交通部運転免許本部運転免許課受理は1日(経由地申請は21日) 警察署窓口受理は60日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口(優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口(一般運転者講習対象者並 びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に 限る。ただし、経由地申請は警察署では受付しない。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 :</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法	根 拠 条 項 : 第101条第6項	処 分 の 概 要 : 免許証等の更新(適性検査により判断する場合以外の場合)	原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会	法 令 の 定 め : 道路交通法第95条の6第1項及び第2項(免許証等の有効期間) 第101条第1項及び第7項(免許証等の更新の申請及び定期検査)、 第101条の2の2第1項(免許証等の更新に係る申請先の特例)、 第101条の3(更新を受けようとする者の義務)、第101条の4 第1項から第3項まで(70歳以上の者の特例) 道路交通法施行令第33条の7(優良運転者及び違反運転者等に係 る基準)、第37条の6(免許証等の更新を受けようとする者に対す る講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2(免許証等の更新 を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第29条(免許証等の更新の申請等) 第29条 の2の2(免許証等の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第1条(講習の基準)、第2条 (講習の基準)	審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。	標 準 処 理 期 間 : 交通部運転免許本部運転免許課受理は1日 (経由地申請は21日) 警察署窓口受理は60日	申 請 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口(優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口(一般運転者講習対象者並 びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に 限る。 ただし、経由地申請は警察署では受付しない。)	問 い 合 せ 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000	備 考 :	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第101条第6項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 免許証の更新(適性検査により判断する場合以外の場合)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め : 道路交通法第92条の2第1項(免許証の有効期間)、第101 条第1項(免許証の更新及び定期検査)、第101条の2の2第1 項(更新の申請の特例)、第101条の3(更新を受けようとする 者の義務)、第101条の4第1項から第3項まで(70歳以上の 者の特例) 道路交通法施行令第33条の7(優良運転者及び違反運転者等に 係る基準)、第37条の6(免許証の更新を受けようとする者に対 する講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2(免許証の更 新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第29条(免許証の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第1条(講習の基準)、第2 条(講習の基準)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間 : 交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 60日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口(優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口(一般運転者講習対象者並 びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に 限る。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 :</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法	根 拠 条 項 : 第101条第6項	処 分 の 概 要 : 免許証の更新(適性検査により判断する場合以外の場合)	原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会	法 令 の 定 め : 道路交通法第92条の2第1項(免許証の有効期間)、第101 条第1項(免許証の更新及び定期検査)、第101条の2の2第1 項(更新の申請の特例)、第101条の3(更新を受けようとする 者の義務)、第101条の4第1項から第3項まで(70歳以上の 者の特例) 道路交通法施行令第33条の7(優良運転者及び違反運転者等に 係る基準)、第37条の6(免許証の更新を受けようとする者に対 する講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2(免許証の更 新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第29条(免許証の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第1条(講習の基準)、第2 条(講習の基準)	審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。	標 準 処 理 期 間 : 交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 60日	申 請 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口(優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口(一般運転者講習対象者並 びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に 限る。)	問 い 合 せ 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000	備 考 :	<p style="color: red; font-size: 1.2em;">法改正により現行免許証にマイナ免許証が加わることから、「これらの免許に係る免許証等」と追記(警察庁のモデル基準に表記を合わせた)</p> <p style="color: red; font-size: 1.2em;">経由地申請の内容を追加</p> <p style="color: red; font-size: 1.2em;">経由地申請の内容を追加</p>
法 令 名 : 道路交通法																						
根 拠 条 項 : 第101条第6項																						
処 分 の 概 要 : 免許証等の更新(適性検査により判断する場合以外の場合)																						
原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め : 道路交通法第95条の6第1項及び第2項(免許証等の有効期間) 第101条第1項及び第7項(免許証等の更新の申請及び定期検査)、 第101条の2の2第1項(免許証等の更新に係る申請先の特例)、 第101条の3(更新を受けようとする者の義務)、第101条の4 第1項から第3項まで(70歳以上の者の特例) 道路交通法施行令第33条の7(優良運転者及び違反運転者等に係 る基準)、第37条の6(免許証等の更新を受けようとする者に対す る講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2(免許証等の更新 を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第29条(免許証等の更新の申請等) 第29条 の2の2(免許証等の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第1条(講習の基準)、第2条 (講習の基準)																						
審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。																						
標 準 処 理 期 間 : 交通部運転免許本部運転免許課受理は1日 (経由地申請は21日) 警察署窓口受理は60日																						
申 請 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口(優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口(一般運転者講習対象者並 びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に 限る。 ただし、経由地申請は警察署では受付しない。)																						
問 い 合 せ 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000																						
備 考 :																						
法 令 名 : 道路交通法																						
根 拠 条 項 : 第101条第6項																						
処 分 の 概 要 : 免許証の更新(適性検査により判断する場合以外の場合)																						
原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め : 道路交通法第92条の2第1項(免許証の有効期間)、第101 条第1項(免許証の更新及び定期検査)、第101条の2の2第1 項(更新の申請の特例)、第101条の3(更新を受けようとする 者の義務)、第101条の4第1項から第3項まで(70歳以上の 者の特例) 道路交通法施行令第33条の7(優良運転者及び違反運転者等に 係る基準)、第37条の6(免許証の更新を受けようとする者に対 する講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2(免許証の更 新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第29条(免許証の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第1条(講習の基準)、第2 条(講習の基準)																						
審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。																						
標 準 処 理 期 間 : 交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 60日																						
申 請 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口(優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口(一般運転者講習対象者並 びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に 限る。)																						
問 い 合 せ 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000																						
備 考 :																						

○ 審査基準及び処分基準の別紙

(赤字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																				
<p style="text-align: center;">審査基準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和7年3月24日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法令名 : 道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根拠条項 : 第101条の2第4項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処分の概要 : 更新期間における免許証等の更新(適性検査により判断する場合以外の場合)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者(委任先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め : <u>道路交通法第9条の6第1項及び第2項(免許証等の有効期間)、第101条の2第1項及び第5項(更新期間における免許証等の更新の申請及び適性検査)、第101条の3(更新を受けようとする者の義務)、第101条の4第1項から第3項まで(70歳以上の者の特例)</u> <u>道路交通法施行令第33条の7(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第37条の5(更新期間における免許証等の更新を申請することができるやむを得ない理由)、第37条の6(免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2(免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)</u> 道路交通法施行規則第29条(免許証等の更新の申請等)、第29条の(免許証等の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第1条(講習の基準)、第2条(講習の基準)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審査基準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標準処理期間 : 交通部運転免許本部運転免許課受理は1日 警察署窓口受理は 60日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申請先 : 交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口(優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口(一般運転者講習対象者並びに一部地域違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に限る。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問い合わせ先 : 交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備考 :</td> </tr> </table>	法令名 : 道路交通法	根拠条項 : 第101条の2第4項	処分の概要 : 更新期間における免許証等の更新(適性検査により判断する場合以外の場合)	原権者(委任先) : 千葉県公安委員会	法令の定め : <u>道路交通法第9条の6第1項及び第2項(免許証等の有効期間)、第101条の2第1項及び第5項(更新期間における免許証等の更新の申請及び適性検査)、第101条の3(更新を受けようとする者の義務)、第101条の4第1項から第3項まで(70歳以上の者の特例)</u> <u>道路交通法施行令第33条の7(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第37条の5(更新期間における免許証等の更新を申請することができるやむを得ない理由)、第37条の6(免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2(免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)</u> 道路交通法施行規則第29条(免許証等の更新の申請等)、第29条の(免許証等の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第1条(講習の基準)、第2条(講習の基準)	審査基準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。	標準処理期間 : 交通部運転免許本部運転免許課受理は1日 警察署窓口受理は 60日	申請先 : 交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口(優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口(一般運転者講習対象者並びに一部地域違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に限る。)	問い合わせ先 : 交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000	備考 :	<p style="text-align: center;">審査基準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法令名 : 道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根拠条項 : 第101条の2第4項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処分の概要 : 更新期間における免許証の更新(適性検査により判断する場合以外の場合)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者(委任先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め : 道路交通法第9条の2第1項(免許証の有効期間)、第101条の2第1項(免許証の更新の特例)、第101条の3(更新を受けようとする者の義務)、第101条の4第1項から第3項まで(70歳以上の者の特例) 道路交通法施行令第33条の7(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第37条の5(免許証の更新の特例)第37条の6(免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2(免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第29条(免許証の更新の申請等)、第29条の2(免許証の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第1条(講習の基準)、第2条(講習の基準)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審査基準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標準処理期間 : 交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 60日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申請先 : 交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口(優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口(一般運転者講習対象者並びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に限る。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問い合わせ先 : 交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備考 :</td> </tr> </table>	法令名 : 道路交通法	根拠条項 : 第101条の2第4項	処分の概要 : 更新期間における免許証の更新(適性検査により判断する場合以外の場合)	原権者(委任先) : 千葉県公安委員会	法令の定め : 道路交通法第9条の2第1項(免許証の有効期間)、第101条の2第1項(免許証の更新の特例)、第101条の3(更新を受けようとする者の義務)、第101条の4第1項から第3項まで(70歳以上の者の特例) 道路交通法施行令第33条の7(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第37条の5(免許証の更新の特例)第37条の6(免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2(免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第29条(免許証の更新の申請等)、第29条の2(免許証の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第1条(講習の基準)、第2条(講習の基準)	審査基準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。	標準処理期間 : 交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 60日	申請先 : 交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口(優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口(一般運転者講習対象者並びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に限る。)	問い合わせ先 : 交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000	備考 :	<p style="color: red;">法改正により現行免許証にマイナ免許証が加わることから、「これらの免許に係る免許証等」と追記(警察庁のモデル基準に表記を合わせた)</p>
法令名 : 道路交通法																						
根拠条項 : 第101条の2第4項																						
処分の概要 : 更新期間における免許証等の更新(適性検査により判断する場合以外の場合)																						
原権者(委任先) : 千葉県公安委員会																						
法令の定め : <u>道路交通法第9条の6第1項及び第2項(免許証等の有効期間)、第101条の2第1項及び第5項(更新期間における免許証等の更新の申請及び適性検査)、第101条の3(更新を受けようとする者の義務)、第101条の4第1項から第3項まで(70歳以上の者の特例)</u> <u>道路交通法施行令第33条の7(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第37条の5(更新期間における免許証等の更新を申請することができるやむを得ない理由)、第37条の6(免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2(免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)</u> 道路交通法施行規則第29条(免許証等の更新の申請等)、第29条の(免許証等の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第1条(講習の基準)、第2条(講習の基準)																						
審査基準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。																						
標準処理期間 : 交通部運転免許本部運転免許課受理は1日 警察署窓口受理は 60日																						
申請先 : 交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口(優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口(一般運転者講習対象者並びに一部地域違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に限る。)																						
問い合わせ先 : 交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000																						
備考 :																						
法令名 : 道路交通法																						
根拠条項 : 第101条の2第4項																						
処分の概要 : 更新期間における免許証の更新(適性検査により判断する場合以外の場合)																						
原権者(委任先) : 千葉県公安委員会																						
法令の定め : 道路交通法第9条の2第1項(免許証の有効期間)、第101条の2第1項(免許証の更新の特例)、第101条の3(更新を受けようとする者の義務)、第101条の4第1項から第3項まで(70歳以上の者の特例) 道路交通法施行令第33条の7(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第37条の5(免許証の更新の特例)第37条の6(免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2(免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第29条(免許証の更新の申請等)、第29条の2(免許証の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第1条(講習の基準)、第2条(講習の基準)																						
審査基準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。																						
標準処理期間 : 交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 60日																						
申請先 : 交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口(優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口(一般運転者講習対象者並びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に限る。)																						
問い合わせ先 : 交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000																						
備考 :																						

○ 審査基準及び処分基準の別紙

(赤字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																				
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和7年3月24日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法令名：道路交通法</td></tr> <tr><td>根拠条項：第104条の4第3項</td></tr> <tr><td>処分の概要：申出による免許の付与</td></tr> <tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr> <tr><td>法令の定め： 道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第106条の3第2項（免許証の返納等）<u>第106条の4第2項（免許情報記録の抹消等）</u> 道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受け ることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消 しの基準） 道路交通法施行規則第30条の7（取消しの申請等）</td></tr> <tr><td>審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている</td></tr> <tr><td>標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 14日</td></tr> <tr><td>申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口</td></tr> <tr><td>問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000</td></tr> <tr><td>備考：</td></tr> </table>	法令名：道路交通法	根拠条項：第104条の4第3項	処分の概要：申出による免許の付与	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第106条の3第2項（免許証の返納等） <u>第106条の4第2項（免許情報記録の抹消等）</u> 道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受け ることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消 しの基準） 道路交通法施行規則第30条の7（取消しの申請等）	審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている	標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 14日	申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口	問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000	備考：	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法令名：道路交通法</td></tr> <tr><td>根拠条項：第104条の4第3項</td></tr> <tr><td>処分の概要：申出による免許の付与</td></tr> <tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr> <tr><td>法令の定め： 道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消 し）、第107条第2項（免許証の返納等） 道路交通法施行令第39条の2の2（申請による取消しの際に受 けることができる免許の種類）、第39条の2の3（申請による取 消しの基準） 道路交通法施行規則第30条の9（取消しの申請等）</td></tr> <tr><td>審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。</td></tr> <tr><td>標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 14日</td></tr> <tr><td>申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口</td></tr> <tr><td>問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000</td></tr> <tr><td>備考：<u>県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。</u></td></tr> </table>	法令名：道路交通法	根拠条項：第104条の4第3項	処分の概要：申出による免許の付与	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消 し）、第107条第2項（免許証の返納等） 道路交通法施行令第39条の2の2（申請による取消しの際に受 けることができる免許の種類）、第39条の2の3（申請による取 消しの基準） 道路交通法施行規則第30条の9（取消しの申請等）	審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。	標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 14日	申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口	問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000	備考： <u>県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。</u>	<p style="color: red;">法改正により現行免許証にマイナ免許証が加わることから、「これらの免許に係る免許証等」と追記(警察庁のモデル基準に表記を合わせた)</p> <p style="color: red;">標準処理期間について「県外」表記を削除</p>
法令名：道路交通法																						
根拠条項：第104条の4第3項																						
処分の概要：申出による免許の付与																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第106条の3第2項（免許証の返納等） <u>第106条の4第2項（免許情報記録の抹消等）</u> 道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受け ることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消 しの基準） 道路交通法施行規則第30条の7（取消しの申請等）																						
審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている																						
標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 14日																						
申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口																						
問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000																						
備考：																						
法令名：道路交通法																						
根拠条項：第104条の4第3項																						
処分の概要：申出による免許の付与																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消 し）、第107条第2項（免許証の返納等） 道路交通法施行令第39条の2の2（申請による取消しの際に受 けることができる免許の種類）、第39条の2の3（申請による取 消しの基準） 道路交通法施行規則第30条の9（取消しの申請等）																						
審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。																						
標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 14日																						
申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口																						
問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000																						
備考： <u>県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。</u>																						

○ 審査基準及び処分基準の別紙

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																				
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right;"><u>令和7年3月24日作成</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>法令名：道路交通法</td></tr> <tr><td>根拠条項：第105条の2第2項</td></tr> <tr><td>処分の概要：運転経歴証明書の交付</td></tr> <tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr> <tr><td>法令の定め： 道路交通法第104条の4第1項及び2項（申請による取消し）、第105条（免許の失効）<u>第105条の2第1項（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録）</u> 道路交通法施行令第39条の2の<u>5</u>（運転経歴証明書の交付等）、第39条の2の<u>6</u>（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第30条の<u>8</u>（運転経歴証明書の交付等の申請の申請の手続）</td></tr> <tr><td>審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている</td></tr> <tr><td>標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 14日</td></tr> <tr><td>申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口</td></tr> <tr><td>問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000</td></tr> <tr><td>備考：</td></tr> </table>	法令名：道路交通法	根拠条項：第105条の2第2項	処分の概要：運転経歴証明書の交付	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 道路交通法第104条の4第1項及び2項（申請による取消し）、第105条（免許の失効） <u>第105条の2第1項（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録）</u> 道路交通法施行令第39条の2の <u>5</u> （運転経歴証明書の交付等）、第39条の2の <u>6</u> （運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第30条の <u>8</u> （運転経歴証明書の交付等の申請の申請の手続）	審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている	標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 14日	申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口	問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000	備考：	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right;"><u>令和5年4月1日作成</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>法令名：道路交通法</td></tr> <tr><td>根拠条項：第104条の4第6項(<u>第105条第2項において準用する場合を含む。)</u>)</td></tr> <tr><td>処分の概要：運転経歴証明書の交付</td></tr> <tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr> <tr><td>法令の定め：道路交通法第104条の4第1項、第2項、<u>第5項、第6項</u>（申請による取消し）、道路交通法第105条第2項（免許の失効）、道路交通法施行令第39条の2の<u>4</u>（運転経歴証明書の交付）、第39条の2の<u>5</u>（運転経歴証明書の交付）、 道路交通法施行規則第30条の<u>10</u>（運転経歴証明書の交付の申請の手続）</td></tr> <tr><td>審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。</td></tr> <tr><td>標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 14日</td></tr> <tr><td>申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口</td></tr> <tr><td>問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000</td></tr> <tr><td>備考：<u>県外で申請取消した方や県外住所のまま失効した方は、標準処理期間が21日です。</u></td></tr> </table>	法令名：道路交通法	根拠条項：第104条の4第6項(<u>第105条第2項において準用する場合を含む。)</u>)	処分の概要：運転経歴証明書の交付	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め：道路交通法第104条の4第1項、第2項、 <u>第5項、第6項</u> （申請による取消し）、道路交通法第105条第2項（免許の失効）、道路交通法施行令第39条の2の <u>4</u> （運転経歴証明書の交付）、第39条の2の <u>5</u> （運転経歴証明書の交付）、 道路交通法施行規則第30条の <u>10</u> （運転経歴証明書の交付の申請の手続）	審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。	標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 14日	申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口	問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000	備考： <u>県外で申請取消した方や県外住所のまま失効した方は、標準処理期間が21日です。</u>	<p style="color: red;">法改正により現行免許証にマイナ免許証が加わることから、「これらの免許に係る免許証等」と追記(警察庁のモデル基準に表記を合わせた)</p> <p style="color: red;">標準処理期間について「県外」表記を削除</p>
法令名：道路交通法																						
根拠条項：第105条の2第2項																						
処分の概要：運転経歴証明書の交付																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 道路交通法第104条の4第1項及び2項（申請による取消し）、第105条（免許の失効） <u>第105条の2第1項（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録）</u> 道路交通法施行令第39条の2の <u>5</u> （運転経歴証明書の交付等）、第39条の2の <u>6</u> （運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第30条の <u>8</u> （運転経歴証明書の交付等の申請の申請の手続）																						
審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている																						
標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 14日																						
申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口																						
問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000																						
備考：																						
法令名：道路交通法																						
根拠条項：第104条の4第6項(<u>第105条第2項において準用する場合を含む。)</u>)																						
処分の概要：運転経歴証明書の交付																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め：道路交通法第104条の4第1項、第2項、 <u>第5項、第6項</u> （申請による取消し）、道路交通法第105条第2項（免許の失効）、道路交通法施行令第39条の2の <u>4</u> （運転経歴証明書の交付）、第39条の2の <u>5</u> （運転経歴証明書の交付）、 道路交通法施行規則第30条の <u>10</u> （運転経歴証明書の交付の申請の手続）																						
審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。																						
標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 14日																						
申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口																						
問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000																						
備考： <u>県外で申請取消した方や県外住所のまま失効した方は、標準処理期間が21日です。</u>																						

○ 審査基準及び処分基準の別紙

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right;"><u>令和7年3月24日作成</u></p> <p>法令名：<u>道路交通法</u></p> <p>根拠条項：<u>第105条の2第4項</u></p> <p>処分の概要：<u>運転経歴情報の記録</u></p> <p>原権者（委任先）：<u>千葉県公安委員会</u></p> <p>法令の定め：<u>道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、第105条（免許の失効）、第105条の2第1項及び第3項（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録）、</u> <u>道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付等）、</u> <u>第39条の2の6（運転経歴証明書の交付等）、</u> <u>道路交通法施行規則第30条の8（運転経歴証明書の交付等の申請の</u> <u>手続）、第30条の14（運転経歴情報の記録等）</u></p> <p>審査基準：<u>判断基準は「法令の定め」に尽くされている</u></p> <p>標準処理期間：<u>1日</u></p> <p>申請先：<u>交通部運転免許本部運転免許課</u> <u>警察署の交通課窓口</u></p> <p>問い合わせ先：<u>交通部運転免許本部運転免許課</u> <u>電話043-274-2000</u></p> <p>備考：</p>	<p style="text-align: center;">新設</p>	